学籍番号：CD132006

リース会計基準が及ぼす経済的帰結の実証的考察

（要　　旨）

大学院商学研究科

博士後期課程　会計・金融専攻

古賀　裕也

リース会計基準が及ぼす経済的帰結の実証的考察

古賀　裕也

1.　本論文の構成

第 1 章　本論文の目的と構成
第 1 節　問題意識
第 2 節　本論文のねらいと分析視点
第 3 節　本論文の構成

第 2 章　基準設定における経済的帰結の懸念
第 1 節　はじめに
第 2 節　リース会計基準の概要
第 3 節　コメント・レター分析
第 4 節　欧州インタビュー調査
第 5 節　米国における論争
第 6 節　おわりに

第 3 章　先行研究の整理と検証課題の導出
第 1 節　はじめに
第 2 節　リース取引の情報利用環境
第 3 節　リース取引の契約環境
第 4 節　リース取引の分類操作
第 5 節　検証課題の導出

第 4 章　格付機関によるリース取引の会計処理の評価
第 1 節　はじめに
第 2 節　Ｒ＆Ｉの格付評価基準
第 3 節　先行研究の整理と仮説構築
第 4 節　リサーチ・デザイン
第 5 節　検証結果
第 6 節　追加分析
第 7 節　おわりに

第 5 章　リース取引の分類操作が株式市場に与える影響
第 1 節　はじめに

第 2 節　先行研究の整理と仮説構築
第 3 節　リサーチ・デザインとサンプル構成
第 4 節　検証結果
第 5 節　頑健性テスト
第 6 節　おわりに

第 6 章　契約環境とリース取引の分類操作
第 1 節　はじめに
第 2 節　SLB 取引の会計処理とリース事業環境
第 3 節　先行研究の整理と仮説構築
第 4 節　リサーチ・デザイン
第 5 節　検証結果
第 6 節　追加分析
第 7 節　おわりに

第 7 章　リース取引の分類操作が債務契約に与える影響
第 1 節　はじめに
第 2 節　先行研究の整理と仮説構築
第 3 節　リサーチ・デザイン
第 4 節　検証結果
第 5 節　リース会計変更後の銀行借入への影響
第 6 節　おわりに

第 8 章　本論文の要約と結論
第 1 節　はじめに
第 2 節　本論文の内容と分析結果
第 3 節　結論と示唆
第 4 節　今後の展望

参考文献

2. 第 1 章　本論文の目的と構成

本論文の目的は、リース会計基準の適用が日本企業に及ぼす経済的帰結を明らかにし、会計基準設定に対する示唆を得ることにある。現行のリース会計基準は、リース取引を区分することによって異なる会計処理が適用されている。近年、国際会計基準審議会（IASB）と財務会計基準審議会（FASB）はリース会計基準の変更を提案している。日本においても、企業会計基準委員会（ASBJ）が「リース会計に関する論点整理」を公表し、今後リース会計基準のコンバージェンスに向けた取り組みを行う旨が公表されている。本論文がリース会計基準に注目して経済的帰結を検討する問題意識は大きく 3 つある。

第 1 に、リース会計基準設定において、情報作成者と基準設定機関との間に意見対立があることである。IASB と FASB による一連のリース会計基準の変更を巡るデュー・プロセスでは、情報作成者から多くの批判が寄せられている。会計基準設定の目標が採用される会計制度の経済的帰結に関して社会的厚生の最大化を図るものであるのならば、経済的帰結を検討することは有意義であると考えられる。

第 2 に、会計情報の認識と開示の議論である。情報提供機能を拡充するべく設定されてきた会計基準の特徴は、オフバランス項目を貸借対照表に計上するバランスシート革新にある。近年、公正価値評価の導入とオンバランス項目の拡大を提案する見解が、国際会計基準を中心としてさらに勢いを増しつつある。IASB がオンバランス項目の拡大を提案する背景には、投資家の意思決定に有用な会計情報の提供は、財務諸表本体の認識によって達成されるという考え方がある。現在、基準設定機関が議論しているリース会計基準は、全てのリース取引の財務諸表本体への認識を要請しており、オンバランス項目の拡大を要請する会計基準の 1 つである。リース取引の認識がどのような影響を生じ得るかを検討することは、オンバランス項目が拡大している現在の会計基準設定に対して有益な示唆を得られると考えられる。

第 3 に、リース会計基準のコンバージェンスの議論において、各国のリース取引の事業環境を考慮した経験的証拠が求められることである。各国の制度の違いはリース事業環境を異なるものとしている。このようなリース事業環境の差異は、リース会計基準が与える経済的帰結を異なるものとする可能性がある。そのため、米国で蓄積されている経済的帰結の先行研究と同様の経済的帰結が生じ得るかは定かではなく、日本の事業環境を考慮した研究蓄積が必要であると考えられる。

上記の問題意識を基に本論文は、リース会計基準の経済的帰結を実証的に考察している。会計基準の経済的帰結は、主に情報的観点と契約的観点の双方から生じ得る。情報的観点とは、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供し、証券市場における効率的な取引を促進する財務会計の役割をいい、契約的観点とは、契約の監視と履行を促進し、契約当事者間の利害対立を減少させる財務会計の役割をいう。本論文は、IASB と FASB の提案するリース会計基準がリース取引の分類操作の機会の削減をねらいとすることを踏まえ、リース会計基準が及ぼす経済的帰結を実証的に考察するにあたり、①リース取引の情報利用環境、

②リース取引の契約環境、③リース取引の分類操作という分析視点に立脚している。

3. 第 2 章　基準設定における経済的帰結の懸念

第 2 章の目的は、利害関係者がリース会計基準の経済的帰結をどのように考えているのかを整理し、本論文の検証課題の導出にあたっての材料を提示することにある。第 2 章は会計基準設定のデュー・プロセスに寄せられたコメント・レターを基に利害関係者が考えるリース会計基準の経済的帰結を整理している。加えて、欧州における利害関係者に対するインタビュー調査の結果も示している。

多くの利害関係者は、リース会計基準の変更に伴う情報利用の変化は生じないという見解を有している。具体的にはリース取引の情報利用環境という観点からは、財務諸表利用者はすでに注記情報で開示されているリース情報を考慮して投資意思決定を行っているため追加的な情報はないという意見である。ただし、一部の利害関係者はリース取引の情報利用環境に変化を生じさせる可能性があると述べている。例えば、格付機関などの情報提供機関がフォローしている企業では、会計基準適用による情報利用の変化はないが、それ以外の企業ではリース債務の透明性が増すことによって情報利用に変化が生じる可能性があることが示されている。このことは、財務諸表利用者のリース情報の活用において格付機関が重要であり、また格付があるかないかで経済的帰結が異なる可能性があることを示唆している。

契約環境の観点からは、利害関係者は現行の財務制限条項が負債比率などの財務指標を活用していることから、リース会計基準の適用に伴ってそうした条項に影響を与える可能性があることが懸念されている。一方で、こうした契約に対する懸念は IASB と FASB に対するコメント・レターには多くみられたものの、ASBJ が公表した論点整理に対するコメント・レターでは見受けられなかった。

4. 第 3 章　先行研究の整理と検証課題の導出

第 3 章は、本論文の分析視点に立脚し、情報利用環境、契約環境、リース取引の分類操作に関する先行研究を整理している。リース取引の情報利用環境について検討した先行研究の多くは、投資家、格付機関、社債権者、銀行が企業の信用評価という側面から現行基準でオフバランスされているオペレーティング・リース（OL）債務を考慮していることを示唆している。

しかしながら、現行のリース会計基準で要請されているリース取引の区分が有用であるかという観点からは一貫した結論は得られていない。先行研究は、ファイナンス・リース（FL）債務と OL 債務の経済的実態を情報利用者が注記情報を用いて異なるように解釈しているというものと、情報利用者は注記情報を正確に解釈していないという 2 つに分かれている。契約環境に関する先行研究を整理したところ、日本の契約環境は米国とは異なる特徴を有していることがわかる。米国においては財務制限条項が債務契約において厳格に

用いられているのに対し、日本では緩やかな契約となっている。契約環境の差異は日米で異なる経済的帰結をもたらす可能性がある。リース取引の分類操作に関する先行研究は、FL 取引のオンバランス化を要請した会計基準変更に注目して、会計基準変更時に FL 取引から OL 取引に切り替える行動があることを確認している。

以上の整理を受けて、本論文はリース会計基準が及ぼし得る経済的帰結について示唆を得るために、IASB 及び FASB の議論を踏まえて次の 2 つの論点を提示した。1 つは、情報利用者はリース取引の会計処理に対してどのような評価を行っているのかという論点である。いま 1 つは、日本の特殊な契約環境において、リース取引の会計処理がどのように活用されているかである。それぞれの論点について、第 3 章では、次のような検証課題を設定している。

検証課題 1　格付機関はリース取引の会計処理の違いをどのように評価しているか
検証課題 2　リース取引の分類操作に対して株式市場はどのように評価しているか
検証課題 3　日本の契約環境において、リース取引の分類操作は行われているのか
検証課題 4　リース取引の分類操作は債務契約に影響を与えているのか

5.　第 4 章　格付機関によるリース取引の会計処理の評価

第 4 章は、検証課題 1 である格付機関のリース取引の情報利用に対する示唆を得るため、リース債務と格付投資情報センター（R&I）の格付評価の関連性について検証している。第 4 章は、R&I が付す発行体格付に注目して、リース債務と格付評価の関連性を検討した。R&I の発行体格付に注目する理由は、日本で最もカバレッジが広い格付評価を行っている点、発行体格付の評価方法及びリース債務の格付手法を詳細に開示している点にある。

第 4 章の分析から得られた検証結果を要約すると次の通りである。第 1 に、FL 債務を利用している企業ほど格付評価は低くなるものの、OL 債務と格付評価は有意な相関関係にない。第 2 に、OL 債務の経済的実態が重視される業界においては、OL 債務を利用する企業ほど格付評価は低くなる。第 3 に、OL 債務の経済的実態が重視される業界においては、発行体格付と FL 債務の相関係数と、OL 債務の相関係数は有意に異ならないが、重視されない業界においては有意に異なる。第 4 に、企業が格付評価を高めるために機会主義的に OL 債務を活用しているという経験的証拠は得られていない。以上の発見事項は、R&I は FL 債務と OL 債務の経済的実態を反映して異なるように格付評価している可能性を示唆している。

以上の検証結果を考慮すると、第 4 章は大きく 2 つの示唆を有すると考えられる。第 1 に、R&I による格付評価は、リース取引の経済的実態を考慮して実施されている可能性がある。先行研究は格付機関が FL 取引と OL 取引を異なるように評価している可能性があることを示唆しており、これらの先行研究と整合的な結果となっている。このことは、格付評価においては FL 取引と OL 取引の区分が有用であることを示唆している。第 2 に、リース取引の分類操作が情報利用環境によって促されているという証拠を発見できておらず、

格付機関はリース取引の分類操作を考慮している可能性があることである。先行研究は、格付機関が FL 取引と OL 取引を異なるように評価していることから、企業が OL 取引を機会主義的に活用しているという証拠を提示している。しかしながら、日本においてはこのような行動はみられていない。米国で社債市場が積極的に活用されていることを考慮すると、そのような国の制度的環境が格付評価におけるリース取引の分類操作を促している可能性がある。

6. 第 5 章　リース取引の分類操作が株式市場に与える影響

第 5 章は、リース会計基準の変更によって投資家による企業評価に影響があったか否かに焦点を当て、リース会計基準変更に伴う株式市場への影響を検証している。分析の結果、リース会計基準変更後において FL 取引を減少し、OL 取引を増加させたオンバランス化回避行動は投資家による評価に負の影響を与えている可能性があることが判明した。さらに、オンバランス化回避行動前の負債比率が産業平均値を上回る企業群においては、そうした影響が顕著であった。本章は、会計基準変更に伴う財政状態の悪化を防ぐことを目的としたオンバランス化回避行動が株主価値評価に負の評価を与える可能性を示唆している。

第 5 章はオンバランス化回避行動に着目し、会計基準の変更に誘発された企業行動の変化に伴う経済的帰結の経験的証拠を提示している。本章で得られた検証結果の示唆は次の 2 つである。第 1 に、会計基準の変更に伴う企業行動の変化が負の経済的帰結を生じさせる可能性があることである。また、この影響の大きさは企業行動の変化を誘発するインセンティブによって異なることが示唆される。第 2 に、株式市場はリース取引の分類操作の影響を効率的に評価しているという点である。多くの先行研究は注記情報の有用性を確認しており、本章の検証内容は先行研究の結果と整合的であると考えられる。

7. 第 6 章　契約環境とリース取引の分類操作

第 6 章の目的は、セール・アンド・リースバック（SLB）取引に注目し契約環境とリース取引の分類操作との関係性を明らかにすることである。検証の結果、日本においては財務制限条項が付されている企業ほどリース取引を行うという頑健な検証結果は得られていない。ただし、純資産維持条項が付されている企業は、オフバランス SLB 取引を実施することによって自己資本を増加させることができることから、こうした会計処理を選好する可能性があることが示された。一方、取引先銀行への依存度が、リース取引のオフバランス化を促す要因である可能性があることが示唆された。

また、追加分析では「リース取引に関する会計基準」適用前後でリードレンダーへの借入依存度とオフバランス化の関係性が顕在化している可能性が示唆されているものの、財務制限条項はオフバランス化を促す要因であるという結果を得ていない。これら検証結果は、リードレンダーとの関係性がリース取引のオフバランス化の決定に影響を与えている可能性があることを示唆している。

第 6 章は、検証課題に対して次のような示唆を有している。第 1 に、米国の先行研究で指摘されているような明示的契約である財務制限条項とオフバランス化の関係性は日本においては当てはまらない可能性がある。その理由として、日本における財務制限条項設定実務の特殊性があげられる。第 2 に、日本においては取引先銀行との関係性がリース取引のオフバランス化を促している可能性がある。これはメインバンク関係を代表とする暗黙的契約が日本では重視されており、リース取引の分類操作が銀行との信頼形成に当たって活用されている可能性がある。本章の検証結果は、日米によって異なる契約環境を反映したリース取引の分類操作が行われている可能性を示唆しており、リース取引の分類操作が債務契約から生じるインセンティブによって促されている可能性があることを示唆している。

8. 第 7 章　リース取引の分類操作が債務契約に与える影響

第 7 章の目的は、リース取引の会計処理と銀行との債務契約との関係性を検討することである。具体的には、リース取引の分類操作が銀行による資金供給に及ぼす影響に注目し、検証を行った。検証の結果、銀行への借入依存度が高い場合、オフバランスの SLB 取引を実施している企業ほど、借入金額を増加している傾向にあることがわかった。これは、メインバンクが中心となって救済行動を行う可能性があることを考慮すると、リースの分類操作が銀行による資金供給や救済行動に影響を与えている可能性があることを示唆している。

加えて、リース会計基準変更後において、リース取引のオフバランス化と債務契約の関係性に変化があったかどうかを検証したところ、リース会計基準変更後において銀行への依存度が高い企業は、リース取引のオフバランス化によって銀行借入が増加していることを示唆している。これは、会計基準変更後にオフバランス化を利用した救済行動が行われている可能性を示唆している。一方で、リース債務のミスリードによって債務契約が行われているという証拠を、本章では発見できていない。

第 7 章は、検証課題に対して次のような示唆を有していると考えられる。第 7 章の検証結果は、リース取引のオフバランス化が銀行による救済行動に用いられている可能性を示唆している。これは、リース取引のオフバランス化が銀行と企業間の融資契約において重要な判断材料になっており、オフバランス化によって追加融資枠が設定されている可能性がある。それゆえ、今後リース取引のオンバランス化が進むのであれば、こうした銀行と企業間の融資契約に影響を与えるかもしれない。第 7 章は、オフバランス情報が債務契約に織り込まれていないという証拠を発見できてはおらず、先行研究を支持する結果となっている。

9. 第 8 章　本論文の要約と結論

第 8 章は、本論文を要約し結論と示唆を記述している。リース取引の情報利用環境や契

約環境の観点から次のような結論を導いている。

リース取引の情報利用環境という観点からは、注記情報によってオフバランスされているOL取引が考慮されている可能性があることが明らかになった。ただし、日本の格付機関はOL取引であってもその実態が購入に近い場合には異なる格付評価を実施している可能性がある。また、FL取引とOL取引の格付評価の差異はリース取引の分類操作のインセンティブとなっていない可能性がある。他方、株式市場はリース取引の分類操作を株式のリスク評価に織り込んでおり、加えて分類操作で発生するコストの増加を認識している可能性がある。本章で得られた検証結果は、コメント・レターで指摘されているように財務情報利用者は、注記情報を活用した情報利用を行っていることと整合的である。本論文は、格付機関がリース取引の区分を異なるように評価していること、注記情報によって投資家がリース取引の評価を行っていることから、IASB及びFASBの目指すリース取引の区分の廃止は、むしろ会計処理の投資意思決定有用性を損なう可能性があると結論付けている。

リース取引の契約環境という観点からは、日本の契約環境の特徴を反映したリース取引の分類操作が起きている可能性があることが明らかになった。米国では、財務制限条項がリース取引の分類操作の一因となっている可能性があることが示唆されており、コメント・レターではリース取引のオンバランス化に伴う財務制限条項抵触による資金調達コストの増加が指摘されている。しかしながら、日本においては財務制限条項のような明示的契約が締結される債務契約はシンジゲート・ローンなどに限定されており、むしろメインバンク関係といった暗黙的契約という観点からリース取引のオフバランス処理が重要となっている可能性がある。また、メインバンク関係の目的が企業への安定的な資金供給であることから、資金の安定供給においてリース取引のオフバランス処理が重要な役割を担っている可能性があることを示している。そのため、全てのリース取引のオンバランス化は資金の安定供給に負の経済的帰結をもたらす可能性があると結論付けている。

本論文におけるリース取引の情報利用環境と契約環境における結論を考慮し、日本のリース会計基準設定に対して次のような2つの方向性が想定されると結論付けている。1つは、IASB及びFASBにコンバージェンスをすることなく、日本の現状を考慮し状況に応じて改善していくという方向である。いま1つは、リース取引の分類操作の排除という視点から、IASB及びFASBにコンバージェンスするという方向である。本論文は、望ましくない経済的影響を最小限とし、IASB及びFASBの目的に沿った場合には、OL取引の現在価値情報の開示によってその目的が達成されると結論付けている。しかしながら、日本の会計基準設定機関が契約環境におけるリース取引の分類操作の排除と会計基準のコンバージェンスという視点を重視する場合には、FASBが暫定採用しているデュアル・モデルを採用するという方向性が望ましいと結論付ける。